

○予算決算委員会

---

平成30年9月19日（水曜日）

午前10時 0分 再開

午後10時 7分 閉会

---

○三橋和史委員 無所属の三橋でございます。

なかなか市長とお話しできる機会が少ないですので、こういう総括質疑10分の持ち時間ですけれども、いただいて大変うれしく思っております。感謝申し上げます。

2点通告しております。

まず、防災対策についてでございます。

耐震改修促進の計画等、今回の資料にも提出されております主要な施策の成果説明書にもございますけれども、こういったものをやはり市内でも進めていかなければいけないというふうに従来から申し上げてまいりました。

そこで、県立奈良高等学校の耐震性が著しく異常な水準にあるという問題につきまして、8月28日に、奈良市長は第二次避難所としての指定を解除された。8月31日に、私から行政手続法に基づく行政指導等の求めを提出させていただきました。そして、9月10日の本会議でこの件について質問させていただいて、9月14日の総務分科会で質疑いたしました。そして昨日、9月18日に、奈良市が奈良県に対して行政指導を実施したということでございます。

指導文書に記載されているとおりにお答えいただいて結構でございますけれども、行政指導の今回の根拠法令と趣旨、目的をあわせて御説明願いたいと思います。

○仲川元庸市長 この耐震化の問題につきましては、当該施設が所在する本市といたしましても、やはり日々生活をする生徒たちの安全面において憂慮をしているところでございます。

この件につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律の目的に鑑み、安全確保について適切な措置を講じていただくよう、同法第15条に基づきまして指導させていただいた次第でございます。

○三橋和史委員 行政指導を実施されたということで、私はこの点、非常に高く評価できるものであるというふうに考えております。地方自治のあり方全体について関連しましても、従来地方自治権というのが地方公共団体の固有のものなのか、それとも国から与えられている伝来的なものなのかという説で議論がありまして、我が国においては伝來說ということですとずっと言われてきた。

しかしながら、地方分権というものをやはり進めていかなければいけないという中で、行政指導等の求めを受けて、市町村が県を行政指導することは前代未聞であって、極めて異例な事態ではあるとは思いますが、法律に照らせば至極当然のことであるというふうに思います。

つまり、異例な事態ではありますけれども、奈良県が学校の耐震化を放置してきた。再編計画は異常な状態であるんだということの裏返しであるというふうに思っております。責任ある地方分権の第一線を進む市長、非常にすばらしい姿勢だというふうに私は思っております。

私も県職員としての経験がございまして、市町村が県に対して物を言うということ自体が、奈良県においては現実には非常にはばかれるという雰囲気があるというのが実態だと思います。私は、国に言うことは言ってきましたし、市町村からの意見は対等の立場で聞いてきたつもりで

す。特に奈良市の職員さんからはすごく力強い意見もいただいて、私自身も困っていたという経験もございますけれども、そういう意味では、本当に今回の奈良市の姿勢というのはすばらしいんだというふうに思っています。

平成11年に地方分権一括法が施行されて成立して、機関委任事務制度が改められて、国を頂点にした国・都道府県・市町村という上下関係というのが見直されて、対等な立場でそれぞれ事務を担うんだという関係、こういったものを実践されているという、今回は本当に歴史的な事例に残るものだとすることで高く評価申し上げたいというふうに思っております。この点は、これぐらいにしておきたいと思います。

次に、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって一般廃棄物処理業というのが許可制とされているんですね。この許可制の趣旨をどのように解されているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○仲川元庸市長 御指摘のように、許可制を現在とっておるというその背景には、やはり安全でしっかりとした質のサービスを事業者が継続的に提供するということに対して、行政が許認可を通して、それを担保するということが求められているというふうに認識いたしております。

○三橋和史委員 まさに市長がおっしゃるとおりですね。これ、法律にも書いているんですね。事業者の能力が経済的にも、技術的にもその基盤があるかどうかを考慮要素として継続的な事業を行わせるために許可制としているんだということでございます。

そこで、お尋ねするんですけれども、今回の手数料改定、実質大幅な値上げですね。値上げの条例案の提出に先立って、許可している事業者の経営状況について調査、検討を加えたかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○仲川元庸市長 審議会の中で、一般廃棄物の収集運搬許可事業者については、許可が定期的に更新がございます。その更新の際には、事業者の経営状況について資料の提出を求め、審査をさせていただきます。

○三橋和史委員 そうしましたら、この廃棄物処理の手数料の値上げということについて、当然、経営が厳しくなるということが予想されるわけでありましてけれども、今回奈良市がこの条例案の提案に至ったということは、許可事業者について経営状況が悪化して、市長が先ほどおっしゃった廃棄物処理のサービス、その質の低下というのを招くことがないのかどうか、お聞かせいただきたい。

○仲川元庸市長 非常に的確な御指摘をいただいたと思っております。

今回は市が原因者となって料金の改定を図ろうとするものでございますので、市が改定をする料金の上昇に応じて、排出業者の皆様にも応分の負担をいただくということが妥当であると考えております。

そういった意味で、一義的に申し上げれば、価格転嫁という表現が妥当かどうかわかりませんが、排出の手数料の値上げ分については、排出者の皆様に御負担をいただくということが第一義だと考えておりますので、それに伴って直接的に経営に大きな打撃を与えるということにはならないかというふうに存じております。

○三橋和史委員 やはり、今回の条例の改正案を見ますと、大幅な値上げということは間違いありません。そして、公布の期日から施行期日まで半年もないというのがこの条例の規定であります。

私も元銀行員として、いろんな民間企業が経営を維持していくために、もう本当に血のにじむような努力をされて、それでもかなわず倒産していく企業、事業者というのもあるんですね。役所は黙っていても、黙っていてもという失礼ですけども、いろんな努力はされていると思いますけれども、税金ということで入っている。しかしながら、民間企業はそういうわけにはいかないんですね。

事業者にとって今回非常に大きな負担だという声が発せられている中で、経営状態の悪化が懸念される。今回の手数料の値上げによって経営破綻、倒産に追い込まれるという事業者がないと言い切れるのかどうか、これ、最後の質問、答えていただきたいと思います。

○仲川元庸市長 経営を左右する要因というのはさまざまございますので、このごみの排出手数料の値上げだけの要因で、事業者が廃業もしくは倒産をされるということは、現実的にはなかなか考えにくいのではないかとこのふうには思っております。

○三橋和史委員 いろんな要因があるのは事実でありますけれども、今回の手数料の値上げというのが大きな要因になり得るということは間違いないということは思っております。その点主張いたしまして、私の総括質疑の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。